

●通常過誤

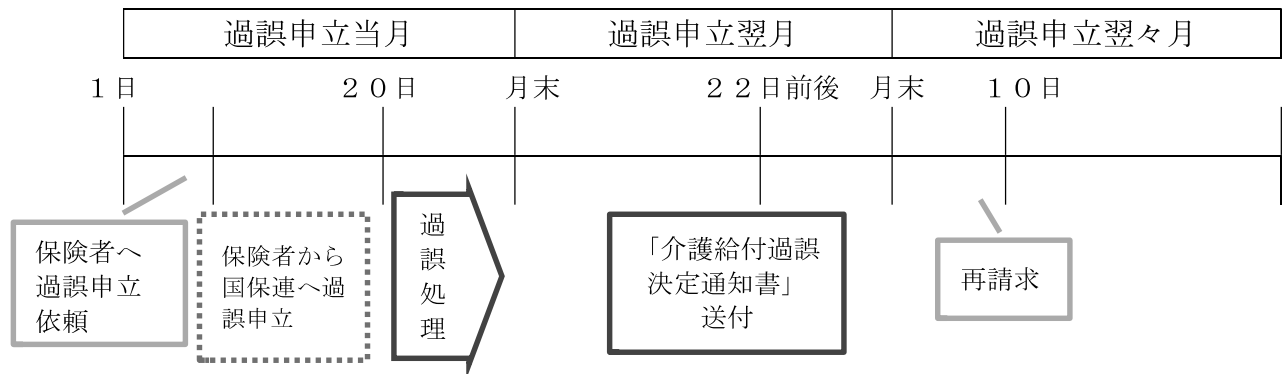
サービス事業所において請求誤りがあった際等を実施する過誤調整です。請求を取り下げた後、翌々月以降に再請求することになります。

後日国保連より送付される過誤決定通知書の内容を確認し、再請求してください。

【締切】毎月15日

【提出物】過誤申立書、給付費明細書（誤・正）

システム上訂正後の明細書が出ない等
事情があれば、事前にご連絡ください。



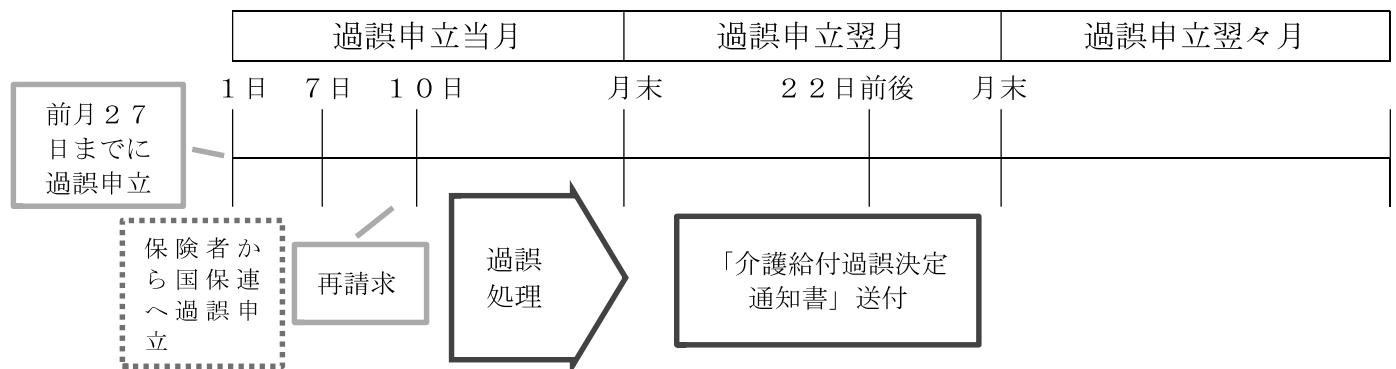
●同月過誤

請求と取り下げを同月に行います。

通常の審査（毎月10日までに国保連に提出）に先立ち、同月内に差額調整するものです。

【締切】毎月27日

【提出物】過誤申立書



- ・ 返戻になるものは過誤申立の必要はありません。（過誤は取り下げの申請のため）

※給付管理票は過誤ではなく修正です。

例）軽度者レンタルで申請書を出さずに利用してしまった。

居宅→給付管理票の訂正

事業所→過誤申立（取り下げ）

- ・ 同月過誤の場合、同じ月に給付管理票の修正があると、国保連の審査が通りません。同月過誤を行う月の前か後の月に給付管理票を修正してください。（ただし、同月過誤の結果、単位数が上がる場合は、必ず同月過誤を行うより前の月に給付管理票を修正してください。）
- ・ 過誤申立後、再請求がない場合は、「通常過誤」により過誤申立してください。

【注意事項】

- ・過誤申立を行った後、適正に再請求してください。
- ・締切が閉庁日と重なった場合は前開庁日になります。
- ・郵便等の際は介護保険課で確認した日が収受日になりますので、急ぎの場合は提出前にご連絡ください
- ・対象の利用者の利用者負担額につきましても、利用者負担額の返還または追加徴収を行ってください。

※利用者負担額の減額によって、先に東広島市から支給を受けている高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費について変更が生じ、東広島市から利用者に納付書が送付され、返還を求める場合があります。